

第3期横手市子ども・子育て支援事業計画にお寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

1. 募集期間 令和7年1月8日(水)～令和7年2月10日(月)
2. 提出者 3名、7件

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に関する市の考え方(案)
1	全体	こどもの定義がどこまで対象としてみているのか？ 0歳から17歳までの定義であるとして、中学生や高校生に対するデータや施策が少ないのではないかと感じる。市の計画であるため、高校は県の管轄になるため難しいと思うが、対象としては入っていると思う。 カテゴリとして、幼児、小学生、中学生、高校生として分類されて良いはずだが、明らかに中学生、高校生の文脈が少ないと感じる。 例として明石市の計画には中高生の文脈もあり、子どもの発達に応じた政策を打ち出している。また、大人が子どもの事を考えた政策ではなく、子どもの声を大人が聞き、その声を反映させることが必要ではないか。どうか、こどもの意見を聴くことを計画にいていただきたい。子どもの未来を大人が考えるのではなく、子ども自身が声を上げるための環境を大人が創っていく、そんな町にしていけることを期待しています。	本計画は、0歳から就学前のこどもや小学生を主な対象としている「子ども・子育て支援法」のうち、第61条第1項の市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けられ策定しています。このため、実際のアンケートにつきましても、就学前児童と小学生のいる世帯を対象に実施し、量の見込と具体的な目標設定を行い策定したところです。 いただいたご意見のとおり、こどもの意見を聞く機会を設け、その声を計画に反映させることは大変重要だと考えております。市では今回策定した「子ども・子育て支援事業計画」を包含し、福祉、教育、健康の観点も含め、新たにこどもの健全な成長・発達を支援する「こども計画」を令和7年度に策定します。策定の過程では、中高生を含む多くのこどもの意見を聞く機会を設け、その声を反映した形で計画を策定することとしています。
2	P139 不登校児童生徒の学校復帰支援（南・西・東かがやき教室の設置・運営）	2017年に施行された ひとりひとりに合った学びの場を保障する 新しい法律です。 ・辛い時は休むことが必要である ・フリースクールや家庭などの多様な学び場を選択できる ・「学校復帰」ではなく「社会的自立」を目指す ・国・地方公共団体と民間の団体が協力・連携していく ・学校や地方公共団体は、子どもや親へ必要な情報を提供する とされているにも関わらず、学校復帰を目的としているのはなぜか？子どもに寄り添った政策にするならば、多様な学びの機会を学校以外にもセーフティネットとして担保しなければならないのではないかと感じた。変わるべきなのは学校なのか、子どもなのか。	ご指摘いただきました通り、不登校の児童生徒への支援は、学校復帰を目指すことのみを目標とするのではなく、自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すことを重視いたしまして、事業・施策の項目を以下の通り修正いたします。 修正前 不登校児童生徒の学校復帰支援 修正 不登校児童生徒の社会的自立支援

	P139 3 ICTを活用した学習機会の拡大について	ICTを活用した学習機会の拡大について ひきこもりや不登校の児童・生徒を対象に、こどもたちの心の居場所を提供し、通所だけでなく在宅でもICTなどの機器を利用した通信指導を含む学習機会の拡大を図る。 → 疑問点・課題 心の居場所をICTによって提供できるのかが疑問。私は岩手県で居場所づくりをしているが、本当の居場所は「安心できる人とのつながり」や「心を許せる居場所が学校・家庭以外にあるか」が重要であり、データとしてもその傾向が示されている。子どもがなぜ不登校になったのか、なぜひきこもりになったのかを把握せずにICTの活用が先行することで、どのようなリスクが起こり得るのかも知りたい。	こどもたち一人ひとりの心に寄り添った対応に努めることを第一に考え、対面での通所や相談を基本としながらも、ICTを活用した学習や相談も可能な環境を整えてまいります。 「こどもがなぜ不登校になったのか、なぜひきこもりになったのか」など、一人ひとりが抱える悩みや問題については、丁寧に把握しながら対応してまいります。
	P139 4 ヤングケアラー対策について	ヤングケアラー実態調査を毎年継続して実施することにより、こどもの状況把握と相談体制の整備など、必要な支援を進めていく。 →実態調査をする中で、高校生の回答率が圧倒的に低いのはなぜか？ 県の管轄にはなるが、高校との連携はどのようにされているのか？ 相談体制の整備は具体的にどのような体制なのか？ 現状、その体制はどのような状況なのか？	アンケート調査の実施方法につきましては、小、中学生は市教育委員会を通して各学校への周知を図り、学校で学習用タブレット端末を利用した回答。高校生世代は、対象生徒に郵送で依頼し、オンラインで回答する方法で実施しました。今年度、新たな取り組みだったこともあり、ご意見のとおり高校生世代の回答率が非常に低く、周知方法や高校、県との連携体制を強化する必要があると感じています。次回の調査以降、改善できるように努めます。 相談体制につきましては、現在は、子育て支援課児童家庭係内に、家庭児童相談員5名を配置し、教育委員会とも連携し各学校の教員、養護教諭と連携した相談体制を取っています。また、令和7年度より新たに「横手市こども家庭センター」を開設し、情報伝達の方法をさらに効率化し、スピード感ある対応ができる相談体制へと強化していきます。

5	計画全体について およびP4 第3節 1計画の 視点 1.こどもの視点につ いて	①こども家庭庁によると、こども基本法およびこども大綱における「こども」とは、「心身の発達の過程にある人」としており、その範囲は「こども」だけでなく「若者（青年期・ポスト青年期）」も含まれるという話を聞いています。横手市の本計画では「こども」の定義づけが行われておらず、データでは高校生まで、施策では中学生までに限定されています。高校は県教育委員会の管轄ということかとは思いますが、こども・若者に対する政策ビジョンは発達段階に応じて階層的・横断的に行き来しながら続いていくものであるべきで、かつ、行政管轄の枠を超えて示していく必要があると思います。 ②また、「こどもの大綱」が目指しているのは「こどもまんなか社会の実現」にも関わらず、計画案の「こどもの視点」で記載されている内容は子ども（おそらく①を前提にすると中学生まで）が「支えられる対象」でしかなく、子どもが市民の1人として意見を発したりその意見が反映されたりといったことまで想定されていないように感じます。	1と同じ回答
---	---	---	--------

6	計画全体について	本計画案は、これまでの横手市が把握している範囲のデータや計画・施策をベースにされており、これまで施策が対象としていなかった子ども・若者を取り巻く問題については把握・反映されていないように感じます。とりわけ、学校卒業後の若者については地域に点在しており、声を聞こうにもアプローチする先がないのではないのでしょうか。少子高齢化・過疎化が全国一進む本県だからこそ、子ども・若者からの声をきちんと聴く場を作り、その声を施策にする仕組みを作ることの必要性を感じます。本計画の策定委員についても保育・小・中学校関係者や同年代の子どもたちへの子育てサークルが大半であり、ニーズを反映できていない世代があるように感じます。子ども・若者当事者からの声を聞く場をつくることが大切なのではないのでしょうか。	1と同じ回答
7	全体を通して。	「子ども」の定義について、そもそも範囲が狭いと感じている。 こども家庭庁においては、「子ども」の定義において、「心身の発達の過程にある者」としております。その解釈として、中学生や高校生世代も対象になっていると思うのだが、本計画に於いては中高生世代への課題意識や政策でのアプローチを感じない。そもそも、当事者の現状をどれだけ理解しているのでしょうか。 計画作成にそもそも中高生世代の学校関係者はじめ、関係者がほとんどいないことについて、もっと「子ども(中高生世代含む)」やその関係者を計画段階に参画してもらおうと良いのではないか。	1と同じ回答